

大分県報

令和元年
第五七号
十一月十九日

（火曜日）

目次

規則

大分県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則の制定……………一

告示

救急病院等の認定……………一

大規模小売店舗に関する届出事項の変更の届出……………二

指定予定保安林（五件）……………二

保安林の指定の解除（二件）……………四

道路区域の変更……………五

道路の供用開始……………五

公告

公共測量の実施……………五

開発行為の完了……………六

規則

大分県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和元年十一月十九日

大分県知事 広瀬勝貞

大分県規則第三十八号

大分県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

規則

大分県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例（令和元年大分県条例第二十六号）附則第二号に掲げる規定の施行期日は、令和元年十二月一日とする。

令和元年十一月十九日

告示

大分県告示第二百八十四号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の医療機関を消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第二条第九項に規定する救急隊により搬送される傷病者に関する医療を担当する医療機関として認定した。

令和元年十一月十九日

大分県知事 広瀬勝貞

救急病院・救急診療所の別	名称	所在地	認定期間
救急病院	佐伯中央病院	佐伯市常盤東町六番三〇号	令元・一一・一から 令四・一〇・三日まで
救急病院	高田中央病院	豊後高田市新地一一七六番地一	令元・一一・一から 令四・一〇・三日まで

大分県告示第二百八十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和元年十一月十九日

大分県知事 広瀬勝貞

届出の概要

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
グッデイ日田店
日田市大字渡里百十八番一外
- 届出者の氏名又は名称及び住所
株式会社グッデイ
代表取締役 柳瀬隆志
福岡県福岡市博多区中洲中島町二番三号
- 変更した事項

大分県報（規則・告示）

(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前 嘉穂無線株式会社

代表取締役 柳 瀬 真 澄

福岡県福岡市南区塩原一丁目二十八番二十四号

変更一 嘉穂無線株式会社

代表取締役 柳 瀬 真 澄

福岡県筑紫郡那珂川町松木二丁目六十一番地

変更二 嘉穂無線株式会社

代表取締役 柳 瀬 隆 志

福岡県筑紫郡那珂川町松木二丁目六十一番地

変更三 株式会社グッデイ

代表取締役 柳 瀬 隆 志

福岡県筑紫郡那珂川町松木二丁目六十一番地

変更四 株式会社グッデイ

代表取締役 柳 瀬 隆 志

福岡県福岡市博多区中洲中島町二番三号

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前 嘉穂無線株式会社

代表取締役 柳 瀬 真 澄

福岡県福岡市南区塩原一丁目二十八番二十四号

変更一 嘉穂無線株式会社

代表取締役 柳 瀬 真 澄

福岡県筑紫郡那珂川町松木二丁目六十一番地

変更二 嘉穂無線株式会社

代表取締役 柳 瀬 隆 志

福岡県筑紫郡那珂川町松木二丁目六十一番地

変更三 株式会社グッデイ

代表取締役 柳 瀬 隆 志

福岡県筑紫郡那珂川町松木二丁目六十一番地

変更四 株式会社グッデイ

4 変更の年月日

(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 平成二十年九月二十一日

(2) 平成二十八年六月十五日

(3) 平成二十八年九月二十一日

(4) 令和元年九月二日

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 平成二十年九月二十一日

(2) 平成二十八年六月十五日

(3) 平成二十八年九月二十一日

(4) 令和元年九月二日

二 届出年月日

令和元年十月十六日

三 関係書類の縦覧

1 縦覧期間

令和元年十一月十九日から令和二年三月十九日まで

2 縦覧場所

大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課及び大分県西部振興局

四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から令和二年三月十九日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地（以下「氏名等」という。）を記載した意見書を大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課に提出しなければならない。

なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第二百八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水

産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

令和元年十一月十九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 保安林予定森林の所在場所

玖珠郡九重町大字町田字立野三二五六番九

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県西部振興局並びに九重町役場に備え置いて縦覧に供する。)

大分県告示第二百八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

令和元年十一月十九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 保安林予定森林の所在場所

佐伯市大字長谷字クダズリ八五九四番から八五九八番まで、八六〇六番、八六〇八番、八六〇九番、八六一一番、字ダイラ八六三八番、八六四〇番、八六四二番

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は択伐による。

字クダズリ八五九四・字ダイラ八六四二（以上二筆について、次の図に示す部分に

限る。）

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県南部振興局並びに佐伯市役所に備え置いて縦覧に供する。)

大分県告示第二百八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

令和元年十一月十九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 保安林予定森林の所在場所

中津市山国町守実字田ノ平上七六七番一、七七〇番、七七二番、七七三番から七七五番まで（以上三筆について、次の図に示す部分に限る。）、七八二番、七八三番一、字長鳥三四九三番一、三四九四番、三四九六番

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は択伐による。

字田ノ平上七六七番一・七七〇番・七八二番・七八三番一・字長鳥三四九三番一・三四九六番（以上六筆について、次の図に示す部分に限る。）、字田ノ平上七七七三番から七七五番まで、字長鳥三四九四番

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

大分県報（告示）

令和元年十一月十九日

三

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県北部振興局並びに中津市役所に備え置いて縦覧に供する。)

大分県告示第二百八十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

令和元年十一月十九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 保安林予定森林の所在場所

津久見市大字津久見字赤木七二七三番一から七二七三番一四まで、七二七三番六四、七二七三番六六、七二七三番六七、七二七三番六九、七二七三番七〇、七二七三番七三から七二七三番七五まで、七二七三番七七、七二七三番七八

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は択伐による。

字赤木七二七三番一二・七二七三番一四・七二七三番六六・七二七三番六七・七二七三番七五・七二七三番七七(以上六筆について、次の図に示す部分に限る。)

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県中部振興局並びに津久見市役所に備え置いて縦覧に供する。)

大分県告示第二百九十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和元年十一月十九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 保安林予定森林の所在場所

国東市安岐町山浦字神手九一七番、九二二番、九四五番、九四七番、九五五番、字大谷九五七番一、九五八番から九六二番まで、九六四番、九六九番、九七四番、九七五番、九七七番、九七九番、九八一番、九八二番一、九八五番、九九一番、九九二番、九九三番二、字丸尾一九一〇番、一九一三番から一九一五番まで

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は択伐による。

字神手九五五・字大谷九五七番一・九五九番・九七九番・九八一番・九八二番一・九九一番・九九二番・九九三番二(以上九筆について、次の図に示す部分に限る。)

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県東部振興局並びに国東市役所に備え置いて縦覧に供する。)

大分県告示第二百九十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和元年十一月十九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 解除に係る保安林の所在場所

豊後高田市見目字長岬四〇六〇番(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

公衆の保健

三 解除の理由
 指定理由の消滅
 (「次の図」は、省略し、その図面を大分県農林水産部森林保全課及び大分県北部振興局並びに豊後高田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

大分県告示第二百九十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。
 令和元年十一月十九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 解除に係る保安林の所在場所

豊後高田市見目字長岬四〇六〇番(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

風害の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

二 解除に係る保安林の所在場所

豊後高田市見目字長岬四〇六〇番(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 解除の理由

指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を大分県農林水産部森林保全課及び大分県北部振興局並びに豊後高田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

大分県告示第二百九十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和元年十一月十九日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。
 令和元年十一月十九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名	区 間	区域変更 前後別	敷地の幅員	延 長
県道戸畑日田線	日田市天瀬町馬原字鳶ノ巣一五七番 六一地先から 日田市天瀬町馬原字大清水一五〇番 一〇まで	前	メートル 三二・〇 ～ 五・〇	メートル 四二三・七
	日田市天瀬町馬原字鳶ノ巣一五七番 六一から 日田市天瀬町馬原字大清水一四八番 五まで	後	四四・五 ～ 九・四	四一九・〇

大分県告示第二百九十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和元年十一月十九日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。
 令和元年十一月十九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名	供 用 開 始 区 間	供用開始年月日
一般国道二一一号	日田市大字大肥字方司口二五四〇番三から 日田市大字大肥字寺田二二三三番五まで	令元・一一・一九

公 告

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次のとおり国土交通省九州地方整備局山国川河川事務所長から公共測量の実施について通知があった。
 令和元年十一月十九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 作業の種類
 公共測量(数値撮影、数値図化)

二 作業の地域

中津市の一部（耶馬溪ダム貯水池）

三 作業の期間

令和元年十一月十八日から同月二十二日まで

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第二項の規定により、次の開発区域の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和元年十一月十九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 開発区域に含まれる地域の名称

国東市武蔵町成吉字城八百三番ほか十二筆及び八百十番ほか七筆の各一部並びに八百四十一番二ほか二筆の各地先里道、字清末八百五十七番ほか十筆並びに八百五十九番三ほか三筆の各地先水路並びに字丸尾八百五十七番二ほか三十筆並びに古市字城ノ西千四百三十二番ほか一筆、字城千四百五十二番ほか一筆並びに字中尾千四百七十二番四ほか一筆

二 開発区域の面積

二万三千三百八十八・四八平方メートル

三 許可を受けた者の住所及び名称・氏名

国東市国東町鶴川百四十九番地

国東市長 三 河 明 史

四 完了検査年月日

令和元年十月二十五日